

見附市告示第45号

見附市障害者自立支援協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市障害者自立支援協議会設置要綱の一部を改正する要綱

見附市障害者自立支援協議会設置要綱（平成18年見附市告示第90号）の一部を次のように改正する。

第1条中「目的に」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、」を加える。

第2条各号列記以外の部分中「事業を行う」を「事項について協議する」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- （1） 相談支援事業の運営評価に関する事項
- （2） 困難事例への対応のあり方に関する事項

第2条第5号中「事業を行う。」を「事項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「を行う。」を「に関する事項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「を行う。」を「に関する事項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

- （3） 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
- （4） 地域の社会資源の開発及び改善に関する事項

第7条中「取り扱う個人情報に十分留意しなければならない」を「知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。